

(別紙)

分野別委員会分科会の設置について

委員会名：法学委員会

1	分科会名	法学系大学院分科会
2	委員の構成	8名以内の会員及び7名以内の連携会員
3	設置目的	法科大学院等専門職大学院の開設に伴い、法学系大学院の在り方をめぐって、早急に対応しなければならない課題が生じている。研究者養成システムの再構築という観点からは、法学系教員の研究・教育スタイルの変容をも視野に入れて、法科大学院等専門職大学院と従来の大学院との円滑な連携関係を再整備する必要がある。また、法科大学院等専門職大学院、研究者養成を中心とする従来からの大学院、法学系学部が、それぞれ法学専門教育において果たすべき役割分担を再調整する必要がある。これらの課題を総合的に検討するために、本分科会を設置する。
4	審議事項	(1) 法学系研究者養成システムの再構築の検討 (2) 大学院・学部における法学教育の役割分担の再検討